

別表第四号の四 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式(第40条の4関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

認定免許人(注1)

都道府県一市区町村コード

郵便番号

住所

氏名又は名称

法人番号

代表者氏名

認定の番号(注2)

電波法第70条の5の2第6項の規定により、 年 月 日から 年3月31日まで(年度)の航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況

| 免許の番号 | 航空機名(登録記号) | 実施日 | 確認者 | 備考 |
|-------|------------|-----|-----|----|
| | | | | |

2 時計及び備付書類の確認の実施状況

| 免許の番号 | 航空機名(登録記号) | 実施日 | 確認者 | 備考 |
|-------|------------|-----|-----|----|
| | | | | |

3 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況

| 免許の番号 | 航空機名(登録記号) | 実施日 | 確認者 | 備考 |
|-------|------------|-----|-----|----|
| | | | | |

4 電気的特性の点検の実施状況及び実施計画

| 免許の番号 | 航空機名(登録記号) | 無線設備名 | 型式又は名称 | 製造番号 | 実施日 | 実施計画(年度) | 確認者 | 備考 |
|-------|------------|-------|--------|------|-----|----------|-----|----|
| | | | | | | | | |

5 総合試験の実施状況及び実施計画

| 免許の番号 | 航空機名(登録記号) | 実施日 | 実施計画(年度) | 確認者 | 備考 |
|-------|------------|-----|----------|-----|----|
| | | | | | |

6 航空機局等に関する点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況

| 無線設備名 | 型式又は名称 | 実施年度 | 年間飛行時間 | 不具合件数 | 目標値又は管理値 | 備考 |
|-------|--------|------|--------|-------|----------|----|
| | | | | | | |

7 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の実施状況

注1 認定免許人の欄の記載は、次によること。

- (1) 日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(認定免許人が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (2) 認定免許人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による報告の場合は、認定免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。
- 2 同一の認定免許人が複数の認定について併せて報告する場合は、当該認定の番号を全て記載すること。
 - 3 1から6までの欄の備考の欄については、各項目において参考となる事項を記載すること。
 - 4 4から6までの欄に記載する無線設備は以下のものとする。
 - (1) HF帯無線設備
 - (2) VHF帯無線設備
 - (3) UHF帯無線設備
 - (4) ATCトランスポンダ
 - (5) 機上DME
 - (6) 機上タカン
 - (7) ACAS
 - (8) 航空機用気象レーダー
 - (9) 航空機用ドップラ・レーダー
 - (10) 電波高度計
 - (11) 航空機用救命無線機
 - (12) 航空機用携帯無線機
 - (13) 航空機地球局の無線設備
 - 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の年度の記載は要しない。なお、電気的特性の点検の実施計画は、報告対象年度の3月31日時点で保有する当該認定に係る無線設備について全て記載すること。

(2) 二以上の無線局の相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名(登録記号)及び免許の番号を記載すること。

(3) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に電池の有効期限を併せて記載すること。

6 5の欄は、次によること。

(1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況及び当年度分の実施計画を、航空機局のATCトランスポンダについては報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を記載すること。なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する無線設備について全て記載すること。

(2) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合は、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載すること。

7 6の欄は、次によること。

(1) 報告対象年度を含む過去5年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しない。

(2) 不具合件数の欄は、通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合及び使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合の件数の合計を記載すること。

(3) 備考の欄は、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結果を記載すること。

8 7の欄は、6の欄で報告する不具合のうち報告対象年度に発生したものに係る無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度(レベル1(通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合)及びレベル2(使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合)の別)、現象の内容及び処置状況を記載すること。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容を記載すること。

9 報告書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。